

狂犬病予防接種のお知らせ

愛犬の狂犬病予防接種を実施しますので、ご都合のよい会場へお越しください。
 なお、南条・今庄・河野のどの地区でも接種できます。

地区名	接種日	会場名	時間
今庄地区	4月20日(水)	湯尾生活改善センター前	9:40~10:10
		宅良公民館前	10:40~11:00
		鹿蒜公民館前	11:30~11:40
		宇津尾集落センター前	13:30~13:50
		堺地区体育館前	14:10~14:30
		昭和会館前	14:50~15:30
河野地区	4月21日(木)	具谷集会所	10:00~10:10
		河内集会所	10:20~10:30
		大良集会所	10:40~10:50
		赤萩集会所	11:00~11:10
		大谷バス停前	11:30~11:40
		河野総合事務所北側駐車場	13:00~13:20
		甲楽城公民館	13:30~14:00
		糠公民館	14:10~14:40
南条地区	4月27日(水)	元北山農協倉庫前	10:00~11:30
		南越前町役場車庫前	13:40~15:00

※接種会場へはお早めにお越しください。

■持参するもの 印鑑・料金・予防接種案内通知はがき

■料金 注射料金 1頭あたり2,300円・注射済票交付手数料 1頭あたり550円
 (新規登録の犬については登録手数料3,000円が必要です)
 狂犬病予防注射、犬の登録および死亡届は狂犬病予防法で義務付けられています。
 年に1回は必ず狂犬病予防注射を受けましょう。

■お問合せ先 南越前町役場 保健福祉課 TEL 47-8007・今庄総合事務所 福祉推進室 TEL 45-8001
 河野総合事務所 福祉推進室 TEL 48-7704

■保健福祉課

つれて帰ってうんちくん 放し飼いはやめてね

家族も同様のかわいいワンちゃんたち。ですが、放し飼いや散歩の後のふんの始末がしてないなどの苦情が多くなっています。飼い主は、正しい犬の飼い方を守りましょう。

また、生後90日以上は町へ登録し鑑札を受け取ることが義務づけられています。狂犬病の予防接種(年1回)も法律で義務化されています。

飼い主のルール

- 犬の放し飼いは止めましょう。いつでもきちんとならぬで飼いましょう。
- 散歩はリード(引き綱)をつけて、十分に制御できる人が行いましょう。
- 飼育場所は清潔にしましょう。
- 道路や公園はみんなのもの。ふんの始末は飼い主の責任です。必ず始末をしましょう。



南条子育て支援だより

利用は無料です

南条保育所にある南条子育て支援センターをご存知ですか？

何をするといいところ？

子育て支援センターは、ご家庭で子育てをされている方の育児支援を行うところです。

在宅の0歳から5歳までのお子さんが、親子で一緒に遊びながらコミュニケーションを深めたり、保護者の方が情報交換しながら、子育てを楽しむひろばです。

どこで開催していますか？

子育て支援のひろばは、南条保育所と南条保健福祉センターの2箇所で開催しています。

南条保育所内でのほほやひろばは 毎週月・水・木曜日です。
 南条保健福祉センター内でのほほやひろばは 毎週火・金曜日です。
 (毎月第2火曜日は午後2時まで開設)
 時間はどちらも午前9時から 午前11時30分までの間です。

4月の活動予定

- 12日(火) ほほやひろば (南条保健福祉センター)は午後2時まで開設
- 22日(金) 誕生会(4月生まれのお友達)
- 26日(火) 子育てトーク

今月のお知らせ

4月4日(月)から28日(木)までの期間は、南条保健福祉センターのみとなりますのでご注意ください。

お問い合わせや電話相談は…

月～金曜日の午前9時から午後5時(祝日、年末年始は休み)
 南条保育所内子育て支援センター 電話47-2411 FAX47-2162

平成17年度

国家公務員採用試験の概要

大学卒業程度

試験名	申込受付期間	1次試験
国家公務員採用I種	4月1日～4月8日	5月1日
国税専門官	4月1日～4月15日	6月12日
労働基準監督官 A:法文系 B:理工系		
法務教官 A:男子 B:女子		
国家公務員採用II種	4月13日～4月22日	6月19日
航空管制官	7月19日～8月2日	9月25日

高校卒業程度

試験名	申込受付期間	1次試験
国家公務員採用III種	6月21日～6月28日	9月4日
刑務官 A:男子 B:女子	7月19日～8月2日	9月18日
入国警備官		
皇室護衛官		9月25日
海上保安学校学生	4月1日～4月8日	5月22日
航空保安学校学生		
海上保安学校学生(特別)		
海上保安学校学生		
気象大学校学生	8月25日～9月6日	10月29日 30日

■問合せ 人事院中部事務局第2課試験係
 ☎ 052-961-6838 HP://www.jinji.go.jp/

駐在所
だより

いかない、逃げる、声を出す 忘れないで 子どもを守る三つの約束

「通学路で知らない人に声をかけられた」「エレベーターの中で体をさわられた」「車に連れ込まれそうになった」…近年、子どもをねらった犯罪報道を目にする機会が増えていきます。

こうした犯罪から子どもを守るには、いざというときのための心がまえを、ふだんからお子さんに教えておくことが大切です。

1.「行かない」

犯罪者は、親族や学校関係者を装うなど、さまざまな手段で子どもに近づいてきます。どんなときでも「知らない人には絶対について行かない」を徹底し、知らない人に名前を聞かれたり、ついてくるように言われても、決して答えず、同行しないよう教えましょう。

2.「逃げる」

もしも無理に連れて行かれそうになったり、少しでも怖いと感じたりした場合には、すぐにその場から逃げ出すことが大切です。その際、学校などの公共施設や「こども110番の家」など、地域の大人の協力が得られる場所に向けて逃げるよう教えてください。

3.「声を出す」

万が一、不審者に捕まってしまい、逃げることができない場合には、「助けて!」と大きな声で周囲に知らせることが重要です。また、いざというときにかぎって、大きな声が出ない、助けを呼ばないなどといったケースも見られます。声を出す練習などをするこも、大切な手段の一つです。